

申込書は、全ページ
片面印刷でお願いします。

第1号様式

相談者番号（世話やき人が記入）：No. _____

担当世話やき人： _____（No. _____）

結婚支援申込書

この枠内は世話やき人が記入します。

申込年月日 年 月 日

ふりがな	
氏名	(男 ・ 女)
生年月日	(西暦) 年 月 日 (満 歳)
現住所	〒
電話番号（携帯番号）	
メールアドレス	
勤務先又は自営業名	
勤務先等住所 (無職の場合は不要)	〒
勤務体系 休日など	
センターからの お知らせ	(※結婚セミナー、婚活イベントなどのお知らせ) <input type="checkbox"/> 希望する (□郵送 □メール) <input type="checkbox"/> 希望しない

メールアドレスも必ずご記入ください。
アドレスにO(オー)や0(ゼロ)、_(アンダーバー)
など、分かりにくい表記がある場合は、
フリガナをお書きください。

(2枚中、1枚目です)

【注意事項】

- 情報交換用プロフィール及び顔写真は、相談者情報を通じて他の世話やき人及び市町村の結婚支援ボランティアに共有されるほか、お見合いを検討される相手に提供されます。
- 顔写真と身分証(運転免許証、健康保険証のいずれか)の写し、独身証明書または戸籍抄本(3か月以内発行)を添えて提出して下さい。なお、「はび福なび」に登録済の場合は不要です。
- 世話やき人は、相談者から申込書を受け取ったときは、この申込書の写しを必ずセンターに提出して下さい。

第2号様式

確 認 書

相談者と世話やき人は、以下の点について互いに了解のうえ、今後の結婚活動を進めていきます。

1 お世話やき活動の期間

- ① 世話やき人は、本日から2年を経過時点で、原則としてお世話やき活動を終了すること。
- ② お世話やき活動を終了した後、申込書類（第1号～第2号様式）及び添付資料（独身証明書等）は、世話やき人が責任を持って廃棄すること。

2 相談者として配慮すべきこと

- ① 相談者は、世話やき人が善意で活動している無償ボランティアであることを鑑み、特に金銭的な負担をかける行動や行為は慎むこと（世話やき人から電話があった場合、電話のかけ直しをするなど配慮すること）。
- ② 相談者は、お見合い後に交際に至った場合、その後の状況について、定期的に世話やき人に報告すること。

3 個人情報の取り扱い

- ① 相談者は、ふくしま結婚・子育て応援センターが運用する相談者情報に情報交換用プロフィール及び顔写真の掲載を認めること。
- ② 相談者は、世話やき人との結婚活動により知り得たお見合い相手の個人情報について、第三者に漏らすことがないように秘密を厳守すること。
- ③ 世話やき人は、相談者の個人情報について、相談者に利用の目的、範囲、方法について明示し、本人の同意なく第三者に漏らすことがないように秘密を厳守すること。

4 その他

- ① 相談者と世話やき人は、今後の活動を進めるにあたり、互いに相手の信頼を裏切らないように誠意をもって行動すること。
- ② 世話やき人が引き合わせた後に発生したトラブルについては、相談者が当事者同士で解決すること。

年 月 日

相談者 _____

世話やき人 _____

※2部作成し、世話やき人と相談

世話やき人との面談後、確認書の内容に同意いただけましたら、日付の記入と、署名をお願いします。この日付から2年が経過するとお世話やき終了となります。延長したい場合は、申込書類を世話やき人へ再提出してください。

第2号様式

確 認 書

相談者と世話やき人は、以下の点について互いに了解のうえ、今後の結婚活動を進めていきます。

1 お世話やき活動の期間

- ① 世話やき人は、本日から2年を経過時点で、原則としてお世話やき活動を終了すること。
- ② お世話やき活動を終了した後、申込書類（第1号～第2号様式）及び添付資料（独身証明書等）は、世話やき人が責任を持って廃棄すること。

2 相談者として配慮すべきこと

- ① 相談者は、世話やき人が善意で活動している無償ボランティアであることを鑑み、特に金銭的な負担をかける行動や行為は慎むこと（世話やき人から電話があった場合、電話のかけ直しをするなど配慮すること）。
- ② 相談者は、お見合い後に交際に至った場合、その後の状況について、定期的に世話やき人に報告すること。

3 個人情報の取り扱い

- ② 相談者は、ふくしま結婚・子育て応援センターが運用する相談者情報に情報交換用プロフィール及び顔写真の掲載を認めること。
- ② 相談者は、世話やき人との結婚活動により知り得たお見合い相手の個人情報について、第三者に漏らすことがないように秘密を厳守すること。
- ③ 世話やき人は、相談者の個人情報について、相談者に利用の目的、範囲、方法について明示し、本人の同意なく第三者に漏らすことがないように秘密を厳守すること。

4 その他

- ① 相談者と世話やき人は、今後の活動を進めるにあたり、互いに相手の信頼を裏切らないように誠意をもって行動すること。
- ② 世話やき人が引き合わせた後に発生したトラブルについては、相談者が当事者同士で解決すること。

年 月 日

相談者 _____

世話やき人 _____

※2部作成し、世話やき人と相談

世話やき人との面談後、確認書の内容に同意いただけましたら、日付の記入と、署名をお願いします。この日付から2年が経過するとお世話やき終了となります。延長したい場合は、申込書類を世話やき人へ再提出してください。